

地域密着型サービス

【新規指定】

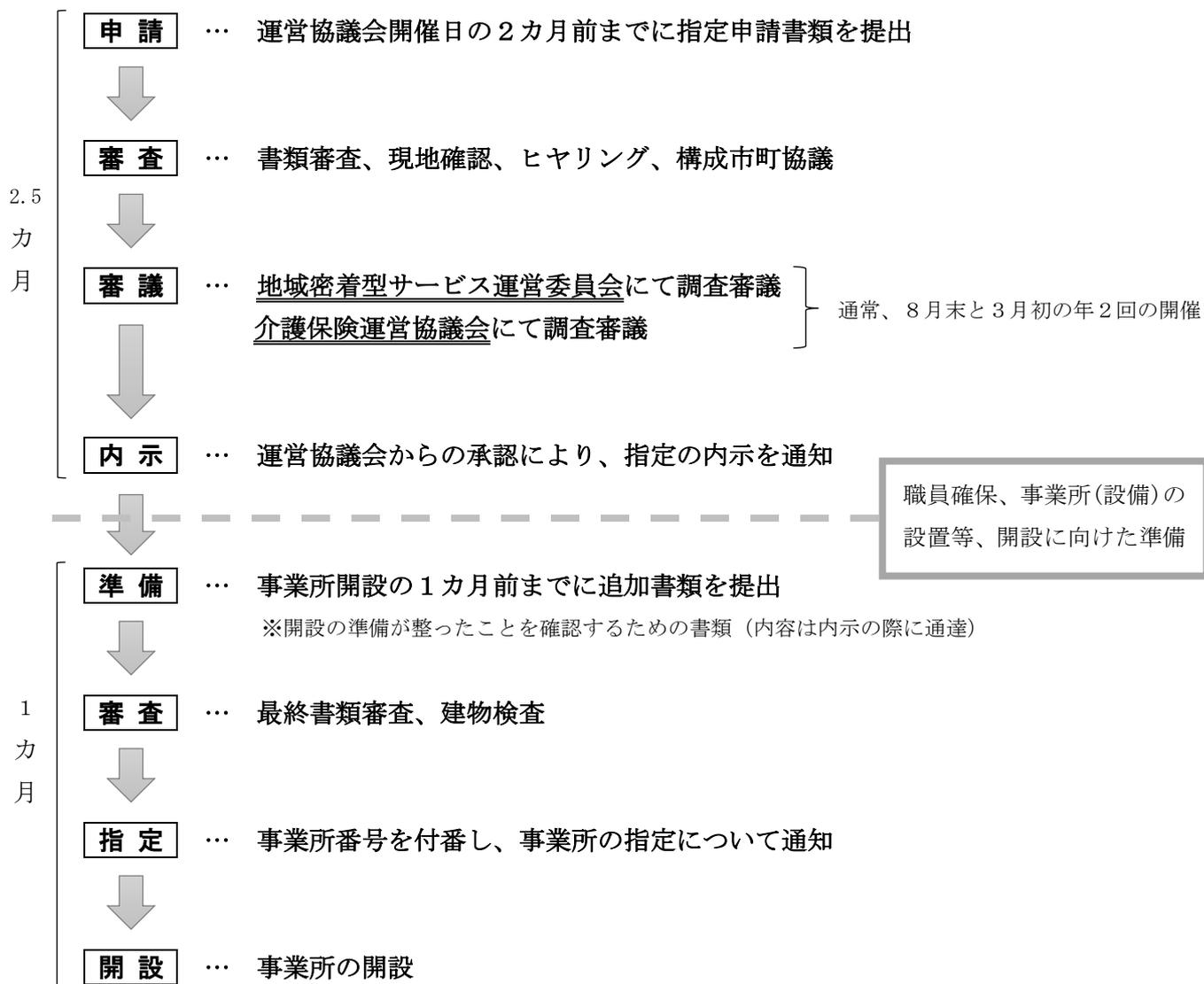
新たに開設を希望する場合、まず始めに介護保険事務所と事前協議をしてください。

事業計画に登載して計画的に整備していかなければならない施設サービスや居住系サービス等については、開設要望書を提出してもらい、次期介護保険事業計画の施設等整備計画への登載の可否を構成市町と協議をして決定します。

事業計画に登載された事業者については、開設希望時期に向けて事業所指定の申請をし、審査を経て事業所の開設となりますが、審議機関である介護保険運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会の開催は、基本的に年2回のみであることにご留意下さい。

また、介護保険事業計画に登載しない通所系サービス等についても、事業計画の整備計画数を超える場合、または超えると見込まれる場合は、新たに指定をしないこともありますのでご了承下さい。

※居住系サービスにおける「増床」について、通常に通所介護から「地域密着型通所介護への移行」については、別途協議願います。



【指定の更新】

事業所の指定有効期間満了日の3カ月前までに、介護保険事務所から更新手続に関する案内を通知しますので、その内容に従って更新申請書類の提出をして下さい。

【指定の変更】

事業所の指定内容（事業所の名称や所在地等）に変更があったときは、変更から10日以内に届け出ることとされていますので、「変更届添付書類一覧表」にあるとおり、変更項目に応じて各種書類を添付して変更届けを提出して下さい。

また、報酬の請求に関する事項に変更があったときは、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」により、変更をお知らせ下さい。

【事業の休廃止・再開】

地域密着型サービスの事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに届け出なければなりません。

なお、休止した当該地域密着型サービスの事業を再開したときは、再開から10日以内に届け出ることとされています。

「事業廃止・休止・再開届出書」によりお知らせ下さい。

【公募指定】

介護保険事業計画において定めたサービスの見込み量の確保と質の向上のために、公募による事業所の指定を行います。

公募による指定については、申請から指定までは通常の新規指定の流れと同じですが、事前に開催される事業者説明会への参加が応募するための要件となります。

説明会では公募に係る申請方法や申請書類、審査方法や評価基準、指定までのスケジュール等について説明します。

この説明会は、地域密着型サービス運営委員会及び介護保険運営協議会に合わせて開催するので、基本的に年に2回の開催となり、開催時期等については構成市町の広報とOS介護ネットのニュースでお知らせします。